

# 平成 19 年度 第 1 回 八王子市スポーツ振興審議会

日 時:平成 19 年 8 月 29 日(水)19:00～  
場 所:八王子市役所本庁舎 6 階 602 会議室

## 【議題】

1. 八王子市スポーツ振興審議会会長及び副会長の互選について
2. 八王子市体育指導委員の選出方法等について
3. その他

八王子市教育委員会



平成 19 年 8 月 29 日

スポーツ振興審議会

会 長 殿

八王子市教育委員会

八王子市スポーツ振興審議会条例に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

( 諮問事項 )

スポーツの施設及び設備に関すること

スポーツの指導者の養成及びその資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関すること

スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること

スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること

前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること

( 諮問理由 )

体育指導委員は、スポーツ振興法第 19 条及び「八王子市体育指導委員に関する規則」にのっとり、スポーツの振興のために、住民に対してスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行っている。

その選出方法は、「八王子市体育指導委員選考基準」に定めるところであるが、総合型地域スポーツクラブ設立の取り組みが活発化する中、選出母体である「地区体力づくり推進協議会」の活動が変化する地区も現れてきている。

任期は、現在 2 年と定めているが、本年 3 月、生涯学習スポーツ部内の審議会・協議会のあり方を検討する中で、各種課題について十分な審議が必要との観点から、3 年とした。

年齢は、60歳未満の者（再任の場合は62歳未満の者）と定めている。しかしここで八王子市は、審議会等に関する指針で原則として「新任の場合は65歳以下の者を、再任の場合は70歳以下の者」と定めていたが、団塊の世代の退職を迎えるなど社会環境の変化を踏まえて、年齢制限を撤廃した。

そこで、平成20年4月からの新たな体育指導委員の委嘱に際し、市民と行政を結ぶ掛け橋としての体育指導委員制度の充実を図るため、その選出方法、任期、定年制についてご検討いただきたい。

# 1. 体育指導委員の役割

## (1) 法律・条例等による設置及び役割

スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) …… **議題2 関連資料**

(体育指導委員)

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

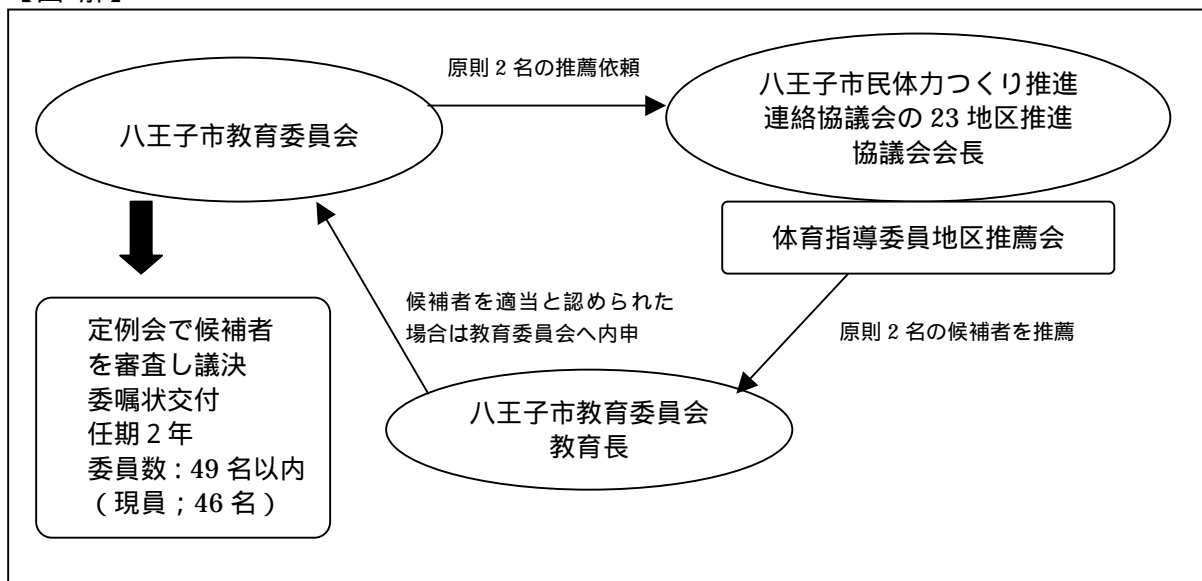
八王子市体育指導委員に関する規則(昭和37年3月28日教育委員会規則第1号)

スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づき、八王子市における体育指導委員の職務・定数・任期等を定めている。

八王子市体育指導委員選考基準(昭和57年2月9日適用)

スポーツ振興法及び八王子市体育指導委員に関する規則の規定に基づいて、八王子市の体育指導委員の一定の選考対象・適格要件・手続き等を定めている。

### 【図解】



(2) 社会変化に伴う新たな役割

年次	項目	内容
昭和32年 (1957年)	体育指導委員誕生 (全国で約20,000名)	文部省次官通達「地方スポーツ振興について」 各都道府県教育委員会に出され、スポーツを普及し 体育振興を図り、且つ、健全な国民生活の確立に役 立てることに体育指導委員を設立する。 八王子地区担当として、東京都教育委員会から16 名が任命される。
昭和35年 (1960年)	全国体育指導委員協議会発足	現在は社団法人 全国体育指導委員連合
昭和36年 (1961年)	スポーツ振興法公布	
昭和37年 3月28日	八王子市体育指導委員 に関する規則施行	20名を任命 住民に直結してスポーツの実技指導を行うとともに スポーツ振興に関する指導助言が任務と明確化(必 置制と非常勤公務員の身分が確立) 主な役割: スポーツの実技指導・助言
昭和38年 (1963年)	東京都体育指導委員協議会発足	本市体育指導委員協議会も設置目的に賛同し加盟
平成元年 (1988年)	「文部省・保健体育審議会答申」 を公表	市町村におけるスポーツ振興の推進者・コーディネーター としてなくてはならない存在になっており、高い資 質が求められている。 主な役割: スポーツの実技指導・助言とコーディネーター
平成12年 (2000年)4月	地方分権一括法により 「スポーツ振興法」改正	任命制度を委嘱制度に変更 役割: 従来どおり。
平成12年 (2000年)9月	文部省 「スポーツ振興基本計画」 を公表	わが国初の計画を策定公表し、生涯スポーツに関する 政策目標を掲げ、体育指導委員についても21世 紀におけるあり方や役割が定められた。 役割: 今後は、総合型地域スポーツクラブの創設の 中心的な役割を果たす等、地域のニーズに踏ま えたスポーツ振興の推進役として期待される とされ、住民の生涯スポーツ社会実現をプロ モート

(3) 八王子市における現在の体育指導委員の役割(職務)

<p>住民に対するスポーツ・レクリエーションの実技指導や助言          スポーツ振興基本計画の企画立案から参画し、理解し、推進を図る          総合型地域スポーツクラブの設置のための指導・助言          行政機関、学校教育機関等が行うスポーツ・レクリエーションの行事・事業への協力</p>
--

## 2. 八王子市体育指導委員の現状と活動

### (1) 現状

構成（19.4.1 現在）

定数	49名以内	
現員数	46名	【内訳】男性30名 女性16名
年齢	平均55.02歳	【男女別】男性54.63歳 女性55.75歳
体指歴	平均7.4年	【内訳】最高年歴23年11ヶ月 最低年歴1年

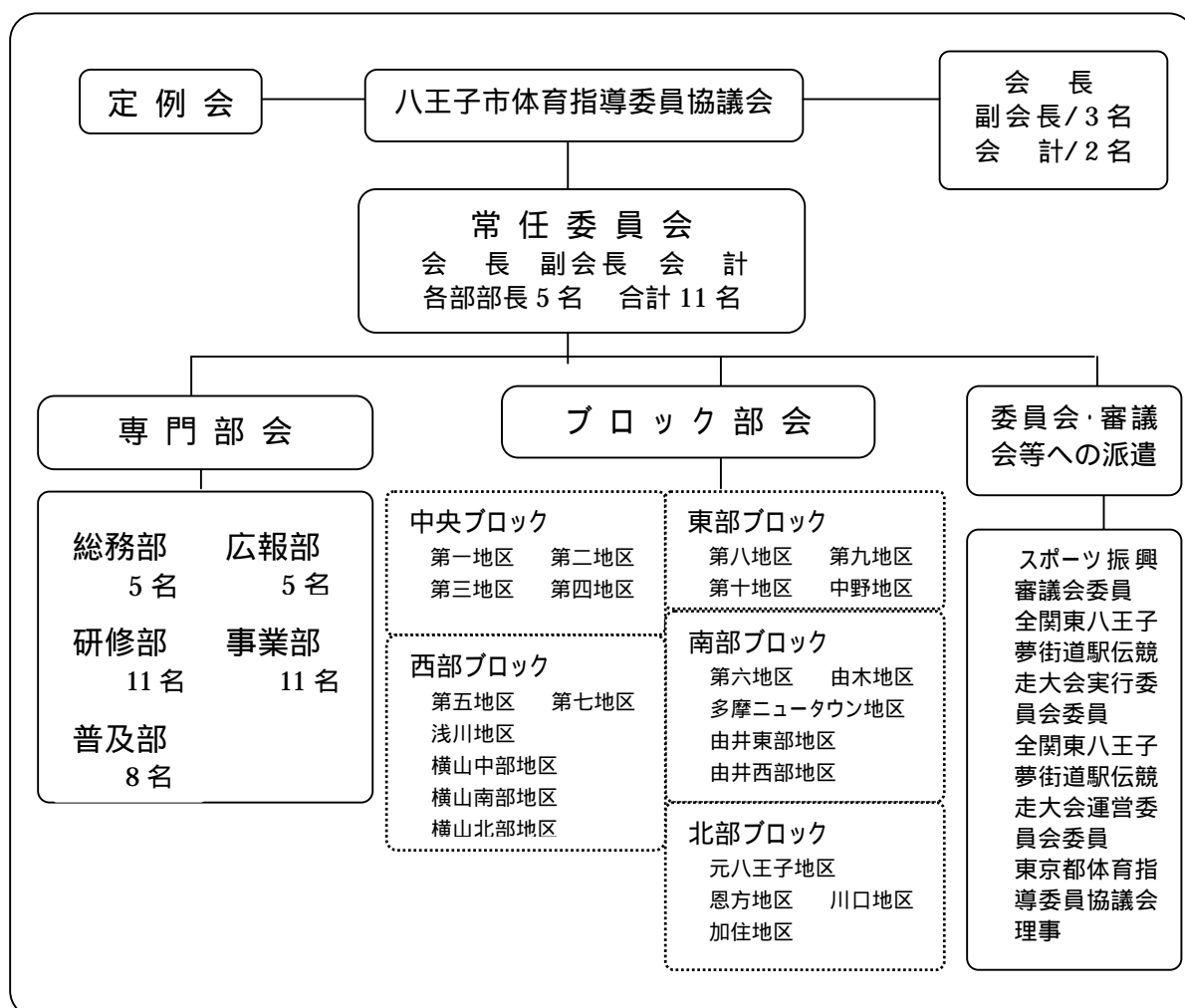
### 協議会の設置

八王子市体育指導委員協議会を設置……（昭和41年4月1日から）

体育指導委員は、市民のスポーツ振興について様々な職務及び活動があり、その活動は、個人だけでなく、体育指導委員全員の組織活動が主に中心であります。

その活動を委員相互の情報交換・連絡等により支障なく行うため、全体の組織として規約に基づき設置したものが「八王子市体育指導委員協議会」（任意団体）です。

### 【図解】



## (2) 主な活動内容

### 八王子市体育指導委員協議会活動

常任委員会……毎月1回開催（協議会運営に関する事項・教育委員会との連絡・調整）  
定例会……毎月1回開催（常任委員会から提出された議案を協議し決定）  
専門部会を随時開催し、事業へ反映  
委員会・審議会等への委員派遣  
行政機関・学校教育機関等が行うスポーツ・レクリエーションの行事・事業への協力  
学校や子ども会等からの要請に基づく、実技指導  
全国体育指導委員研究大会・関東体育指導委員研修大会への参加  
東京都及び東京都体育指導委員協議会が主催する研修会への参加

### 地区・地域での体育指導委員としての個人活動

総合型地域スポーツクラブ設立のための指導・助言  
地区・地域で実施する運動会やスポーツ・レクリエーション教室等の指導や助言



### 3. これからの八王子市体育指導委員

#### (1) 資質と職務

以上のことからこれからの『八王子市体育指導委員』の位置付けと職務を確認する。

#### スポーツ振興法第 19 条に基づき、以下項目は厳守する。

社会的信望がある

スポーツに関する深い関心と理解がある

八王子市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他

スポーツに関する指導、助言ができる

に関する職務を遂行する熱意と能力がある

#### 八王子市体育指導委員に関する規則における職務は以下のとおりとする。

住民の求めに応じて、スポーツ・レクリエーションの実技指導や助言を行うこと。

八王子市スポーツ振興基本計画を理解し、広くスポーツ・レクリエーションに関する豊かな識見を有し、住民の身近な立場から推進を図ること。

学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ・レクリエーションに関する行事または事業について、求めに応じて協力すること。

総合型地域スポーツクラブの設置・運営のための指導・助言を行うこと。

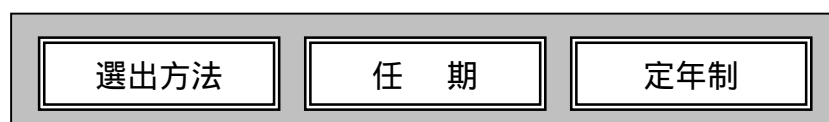
前項に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導助言、協力を行うこと。

#### (2) 諮問事項における検討の視点

昭和 32 年に体育指導委員制度が発足して以来、八王子市ではこれまで 255 名の体育指導委員に対し、任命・委嘱してきた。上記に示したとおり、将来にわたり各自治体における『体育指導委員』の職務はますます重視されるものであり、本市においても例外ではない。特に、6 年後の東京国体（多摩国体）の開催や東京オリンピックが開催された場合を考えると、更なる住民のスポーツに対する興味が助長され、行政への住民の求めが大きく増加することは必至である。

したがって、今後も八王子市においては時代背景や法律で求められる体育指導委員の職務を新たなものとし、行政と一体となって住民へのスポーツ振興を図るため、体育指導委員を置くこととする。

そこで、現在まで行ってきた体育指導委員候補者の選出方法及び任期並びに定年制について、新たな基準を定めたので検討する。

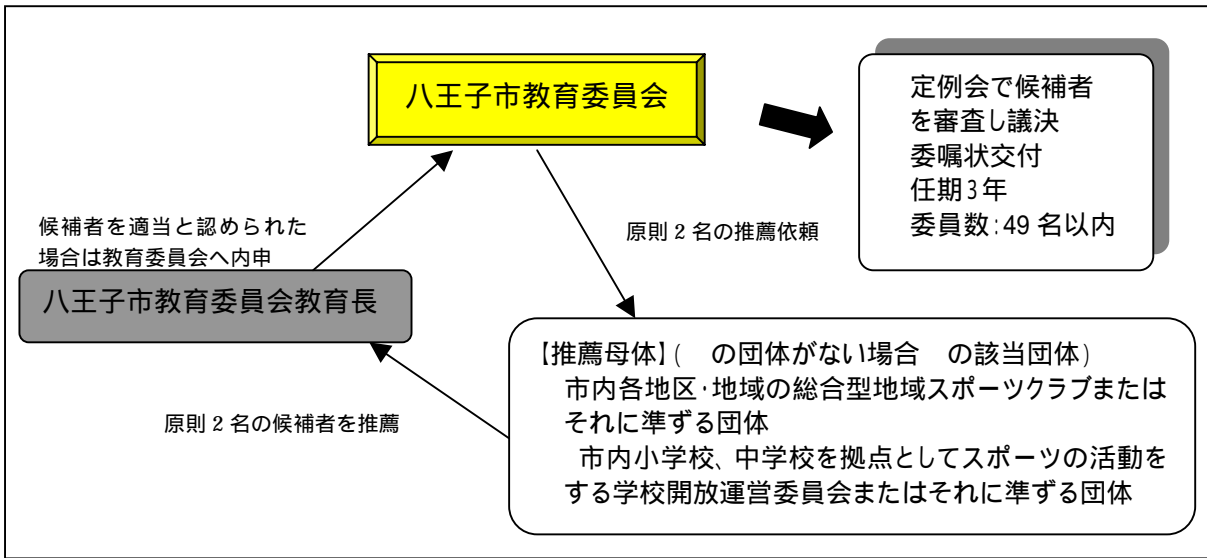


新たな体育指導委員

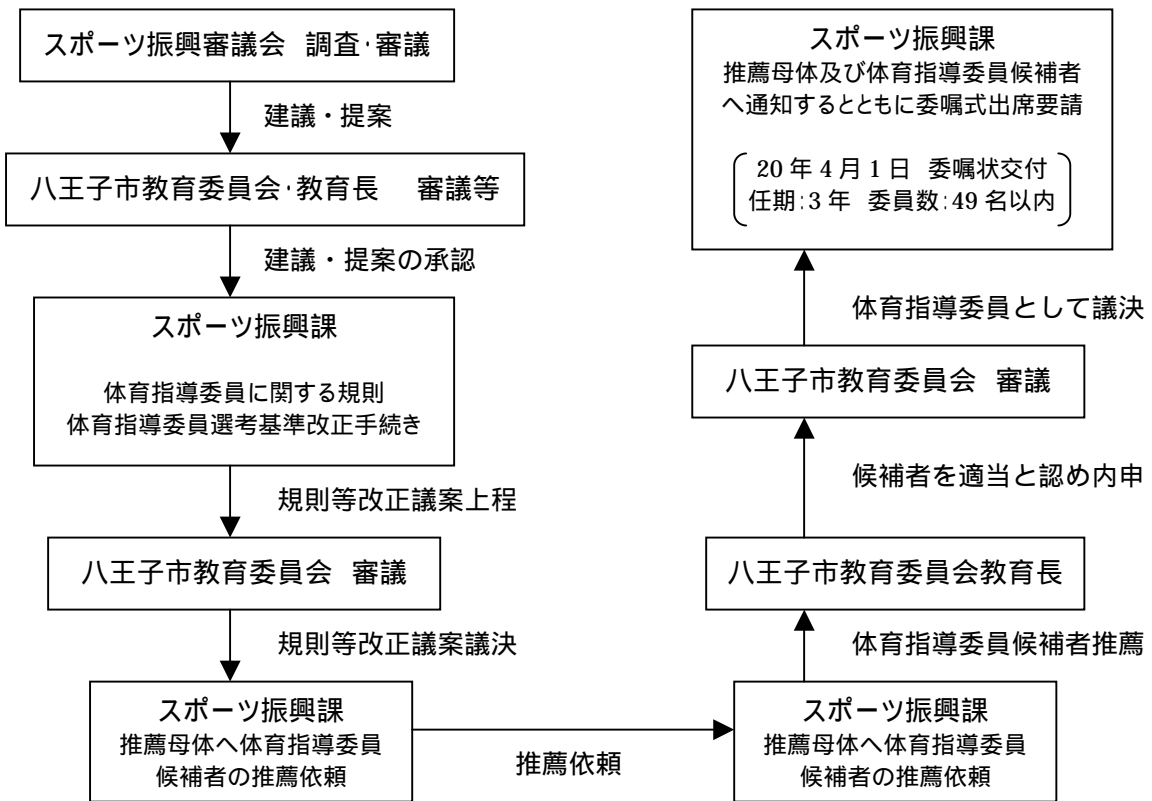


平成 20 年度からの八王子市体育指導委員の選出方法等

【図解】



(5) 今後必要な事務手続き



## 八王子市スポーツ振興審議会条例

### (設置)

第1条 市民のスポーツの振興を図るため、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第2項の規定に基づき、八王子市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、スポーツ振興法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関すること。
- (3) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

### (八王子市体育館条例の一部改正)

2 八王子市体育館条例(昭和49年八王子市条例第59号)の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

## 八王子市スポーツ振興審議会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、八王子市スポーツ振興審議会条例(平成19年八王子市条例第34号)第8条の規定により、八王子市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 市内スポーツ関係者       | 7人以内 |
| (2) 学校体育関係者         | 2人以内 |
| (3) 前各号に掲げる以外の学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 公募による市民         | 2人以内 |
| (5) 関係行政機関職員        | 2人以内 |

### (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

#### (施行日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

#### (八王子市体育館運営協議会規則の廃止)

- 2 八王子市体育館条例(昭和49年八王子市条例第59号)の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

# スポーツ振興法

昭和36年6月16日法律第141号

## 目次

- 第一章 総則（第一条 第四条）
- 第二章 スポーツの振興のための措置（第五条 第十七条）
- 第三章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員（第十八条・第十九条）
- 第四章 国の補助等（第二十条 第二十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

#### （定義）

第二条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

#### （施策の方針）

第三条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

#### （計画の策定）

第四条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第二十三条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。

### 第二章 スポーツの振興のための措置

#### （体育の日の行事）

第五条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよ

う、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。

(国民体育大会)

第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第七条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行なうものとする。

(青少年スポーツの振興)

第八条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

(職場スポーツの奨励)

第九条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(野外活動の普及奨励)

第十条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導者の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む。)の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツの水準の向上のための措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との

緊密な連絡に努めるものとする。

( 顕彰 )

第十五条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

( スポーツ事故の防止 )

第十六条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( プロスポーツの選手の競技技術の活用 )

第十六条の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

( 科学的研究の促進 )

第十七条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際の、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

### 第三章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員

( スポーツ振興審議会等 )

第十八条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3 前二項の審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ振興審議会等」という。)は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かななければならない。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

( 体育指導委員 )

第十九条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

### 第四章 国の補助等

( 国の補助 )

第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各



号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一
  - 二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一
  - 三 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費 二分の一
  - 四 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部科学大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 二分の一
- 2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。
- 一 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの
  - 二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 4 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（他の法律との関係）

第二十一条 前条第一項から第三項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

（地方公共団体の補助）

第二十二条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。

（審議会への諮問等）

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第四項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第七項の規定は昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十六年九月政令三一〇号により、昭和三六・九・一五から施行〕

( 体育指導委員の設置に関する経過措置 )

2 第十九条の規定の施行の際、現に同条第二項に規定するような職務を行なう者として市町村に置かれている者は、別に辞令を発せられないときは、同条の規定による体育指導委員として市町村の教育委員会が任命したものとみなす。

3 市町村の教育委員会は、第十九条の規定の施行の際、前項の規定により体育指導委員として任命したものとみなされる者がいないときは、昭和三十七年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、体育指導委員を置かないことができる。

( 国の無利子貸付け等 )

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第一項の規定により国がその経費について補助する同項第一号又は第二号に掲げるスポーツ施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第八項において同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象であるスポーツ施設の整備に係る第二十条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

( 文部省設置法の一部改正 )

11 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

( 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 )

1 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和三十一年法律第百六十二号 ) の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

( 地方自治法の一部改正 )

1 3 地方自治法 ( 昭和二十二年法律第六十七号 ) の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

1 4 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和四一年六月二五日法律第八六号抄〕

( 施行期日 )

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年五月一八日法律第六九号抄〕

( 施行期日 )

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和四五年六月政令一九九号により、昭和四五・七・一から施行〕

附 則〔昭和五〇年七月一一日法律第六一号抄〕

沿革

平成一四年 二月 八日号外法律第一号〔日本電信電話株式会社の株式の売  
払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を  
改正する法律二八条による改正〕

( 施行期日 )

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

( 産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置 )

第十四条 この法律の施行前に、〔中略〕附則第十一条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定〔中略〕により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

1 この法律 ( 第一条を除く。 ) は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令 ( 以下「関係政令」という。 ) の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一〇年五月二〇日法律第六五号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

( 施行期日 )

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含

む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一四年二月八日法律第一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 八王子市体育指導委員に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づく体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務)

第2条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技を行うこと。
  - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - (3) 学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
  - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
  - (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。
- 2 前項の規定により体育指導委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

## (定数)

第3条 体育指導委員の定数は、49名以内とする。

## (任期)

第4条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても体育指導委員を解嘱することができる。

## (服務)

第5条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 体育指導委員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

## (研修)

第6条 体育指導委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

## (委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

この規則は、昭和39年8月1日から施行する。

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

# 八王子市体育指導委員選考基準

## (目的)

第1条 この選考基準は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条及び八王子市体育指導委員に関する規則(昭和37年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)に基づく八王子市体育指導委員(以下「指導委員」という。)について、一定の基準を定めることを目的とする。

## (選考の対象)

第2条 教育長は、指導委員の選考に際し、市内23地区から構成される八王子市民体力づくり推進連絡協議会の推進協議会会長(以下「推進協議会長」という。)から第5条第1号の手続により、原則として2名推薦を受けるものとする。

2 推進協議会長は、次の各号に該当する者を選考対象としなければならない。

(1) 体力づくり運動の実践的関係者

(2) スポーツ・レクリエーションに関する学識経験者

3 指導委員の定数は、規則第3条に定める。

## (適格要件)

第3条 指導委員は、前条を基本として、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 人格高潔で当該地区住民の信頼が厚い者

(2) 確実に任務を遂行できる者

(3) 年齢は、60歳未満の者(再任の場合は62歳未満の者)

(4) 社会体育連合団体の役員(会長又は副会長)となっている者は除く

(5) 当該地区に住所を有する者(女性の選考についても十分配慮する。)

## (選考及び推薦要領)

第4条 指導委員の候補者の選出のため、選考組織として、八王子市体育指導委員地区推薦会(以下「地区推薦会」という。)を置くものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 地区推薦会の委員は若干名とし、概ね次の各分野の団体役員をもって構成する。

(1) 町内会・自治会等住民組織の役員

(2) 地区体力づくり推進協議会役員

(3) 地区青少年育成会代表

(4) スポーツ団体代表

3 地区推薦会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

## (手続)

第5条 指導委員の候補者の選考及び推薦の手続きは、次の各号に定めるところによる。

(1) 地区推薦会は、別紙「八王子市体育指導委員候補者推薦書」を教育長に提出するものとする。

(2) 教育長は、提出された候補者が適当と認められた場合は、意見を付して教育委員会に内申する。

## 附 則

この基準は、昭和57年2月9日より適用する。



この基準は、昭和60年12月2日から適用する。

この基準は、平成元年12月1日から適用する。

この基準は、平成17年11月7日から適用する。